政府支援によるガス料金・電気料金の値引きに関するお知らせ

大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社（社長：藤原　正隆、以下「当社」）は、政府の令和７年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に採択されたことを受け、2026 年 1 月 1 日に当社のガス基本約款等[*1]および電気供給約款等[*2]を変更し、2026 年 2 月検針分（1 月使用分）から 2026 年 4 月検針分（3 月使用分）までの期間、政府の令和 7 年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の対象となるお客さまのガス料金および電気料金を値引きします。

なお、今回の変更に際し、お客さまにて特段のお手続きは不要です。

＊1：ガス基本約款等すべての供給条件 ＊2：電気供給約款等すべての供給条件

１．ガス料金および電気料金の値引きについて

政府の令和 7 年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」において決定された支援単価を踏まえてガス料金および電気料金を値引き[*3]するため、原料費調整および燃料費調整の算定式を変更します。詳細は、次頁以降をご確認ください。

＊3：ガス料金は、ガス基本約款等に記載の算定式にもとづき支援単価以上の最小値を値引きします。電気料金は、電気供給約款等に記載の算定式にもとづき支援単価を値引きします。

【政府の支援単価について】(税込)

	2026 年 2～3 月検針分 （2026 年 1～2 月使用分）	2026 年 4 月検針分 （2026 年 3 月使用分）
ガス	18 円/㎥	6 円/㎥
電気（低圧）	4.5 円/kWh	1.5 円/kWh
電気（高圧）	2.3 円/kWh	0.8 円/kWh

※ガスは契約量が 1,000 万 m3/年以上のお客さまや発電事業向けのガス販売については支援適用の対象外となります。電気は特別高圧のお客さまは支援適用の対象外となります。

２．適用期間について

2026 年 2 月検針分(1 月使用分)～2026 年 4 月検針分(3 月使用分)のガス料金および電気料金が対象となります。

※お客さまの検針日程によりご使用期間と検針日が上記と異なる場合があります。

※対象となる期間はお客さまによって異なる場合があります。

※政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の変更等により期間が変更となる場合があります。

３．政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」について

政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の概要は以下の URL よりご確認ください。

▽資源エネルギー庁 HP ＜URL＞ https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/

４．お問い合わせ先

問い合わせ窓口：0120-577-388

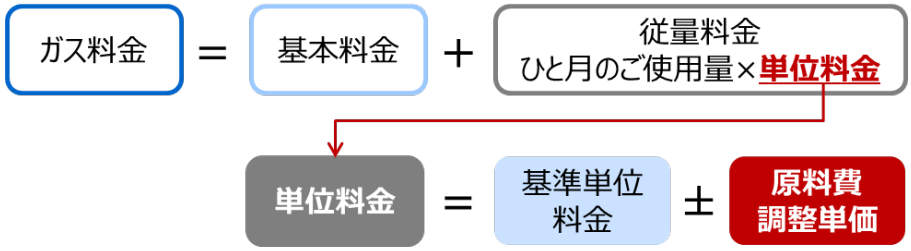
《受付時間》 月～土　9 時～19 時　日・祝　9 時～17 時　※12/29～1/3 を除きます。

（今回のお知らせに関して、お客さまにて特段のお手続きは不要です。）

政府支援によるガス料金･電気料金の値引きについて

1. ガス料金の計算方法について

【ガス料金の計算方法(一般料金の場合)】



- ○ ガス料金は基本料金に従量料金を足し合わせて算定いたします。
- ○ 従量料金はひと月のご使用量に単位料金を乗じたものとなります。
- ○ 単位料金は基準単位料金に原料費調整単価を加減したものとなります。

2. 政府支援によるガス料金の値引きについて

○ 原料費調整単価から政府の支援単価※1を踏まえた金額を差し引くことでガス料金の値引きを行います。

※1 2026 年 2 月～2026 年 3 月検針分の支援単価は 18 円/m^3、
2026 年 4 月検針分の支援単価は 6 円/m^3

【一般料金をご契約の標準的なご家庭における具体的な計算例）】

ひと月のご使用量：30m^3（政府の支援単価：18 円/m^3）の場合

基本料金：1,364.81 円
基準単位料金：144.52 円/m^3
原料費調整単価※2(政府支援含む)：-0.18 円/m^3
原料費調整単価※2(政府支援含まない)：17.82 円/m^3

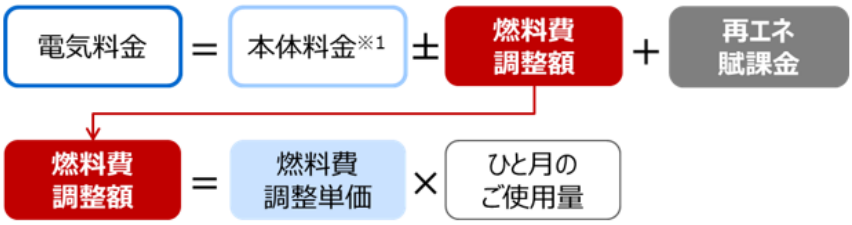
※2 2025 年 12 月検針分に適用する原料費調整単価

	政府支援を含む場合	政府支援を含まない場合
基本料金	1,364.81 円	1,364.81 円
従量料金	(144.52 円/m^3－0.18 円/m^3)×30m^3 ＝4,330.20 円	(144.52 円/m^3＋17.82 円/m^3)×30m^3 ＝4,870.20 円
合計	5,695 円	6,235 円
値引き額	6,235 円-5,695 円 ＝540 円	

上記の例では、540 円が政府支援による値引き額となります。

3. 電気料金の計算方法について

【電気料金の計算方法(ベースプラン A-G の場合)】



※1 本体料金＝基本/最低料金＋電力量料金単価×ひと月のご使用量

○ 電気料金は本体料金に燃料費調整額を加減したうえで、再エネ賦課金を足し合わせて算定いたします。

○ 燃料費調整額は、燃料費調整単価にひと月のご使用量を乗じたものとなります。

4. 政府支援による電気料金の値引きについて

○ 燃料費調整単価から政府の支援単価※1を踏まえた金額を差し引くことで電気料金の値引きを行います。

※1 2026 年 2 月～2026 年 3 月検針分の支援単価は 4.5 円/kWh（低圧）、2.3 円/kWh（高圧）
2025 年 4 月検針分の支援単価は 1.5 円/kWh（低圧）、0.8 円/kWh（高圧）

【ベースプラン A-G をご契約の標準的なご家庭における具体的な計算例】

ひと月のご使用量　260kWh（政府の支援単価：4.5 円/kWh）の場合

最低料金（最初の 15kWh まで）　：466.57 円
第 1 段階料金（15kWh をこえ 120kWh まで）　：20.21 円/kWh
第 2 段階料金（120kWh をこえ 350kWh まで）：24.80 円/kWh
第 3 段階料金（350kWh をこえる分）　：27.72 円/kWh
燃料費調整単価※2(政府支援含む)　：-1.89 円/kWh(-28.39 円)※3
燃料費調整単価※2(政府支援含まない)　：2.61 円/kWh(39.11 円)※3
再エネ賦課金単価　：3.98 円/kWh(59.70 円) ※3

※2 2025 年 12 月検針分に適用する燃料費調整単価。※3(　)内は最低料金単価

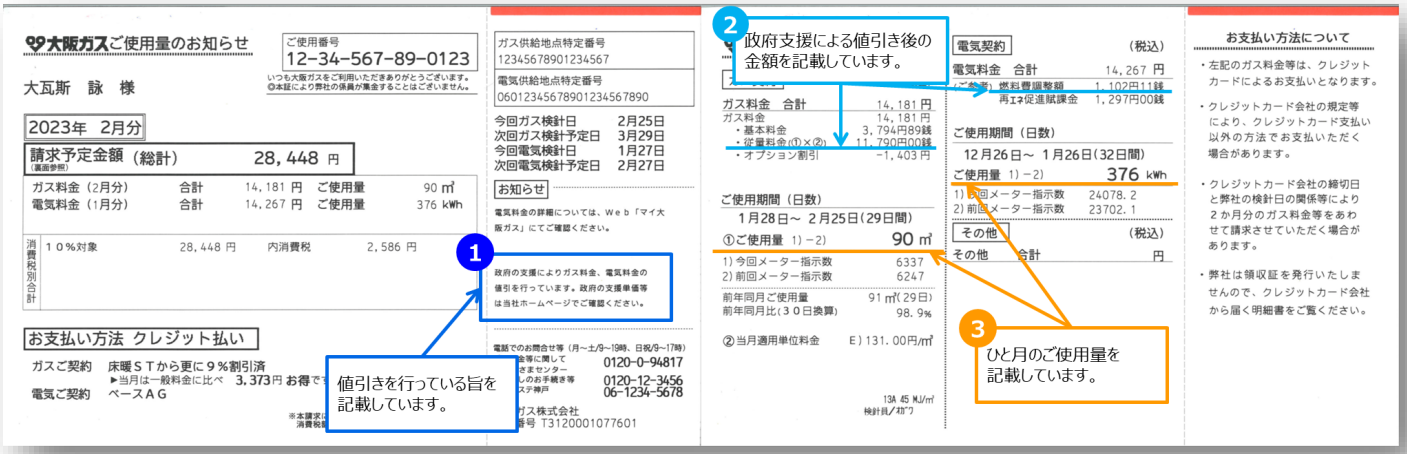
	政府支援を含む場合	政府支援を含まない場合
最低料金	466.57 円	466.57 円
電力量料金	20.21 円/kWh×105kWh＋ 24.80 円/kWh×140kWh ＝5,594.05 円	20.21 円/kWh×105kWh＋ 24.80 円/kWh×140kWh ＝5,594.05 円
燃料費調整額	-28.39 円 － 1.89 円/kWh×245kWh ＝-491.44 円	39.11 円＋2.61 円/kWh×245kWh ＝678.56 円
再エネ賦課金	59.70 円＋3.98 円/kWh×245kWh ＝1,034.8 円	59.70 円＋3.98 円/kWh×245kWh ＝1,034.8 円
合計	6,603 円	7,773 円
値引き額	7,773 円-6,603 円　＝1170 円	

上記の例では、1,170 円が政府支援による値引き額となります。

5. 値引きの確認方法について

○ 毎月お届けする検針票には、原料費/燃料費調整単価から政府支援による値引きを行った単価で算定した料金を記載しています。

○ 値引き額は前項に記載した通り、ひと月のご使用量に政府支援を踏まえた値引き額を掛け合わせた金額となります。



○ また、各月に適用する原料費/燃料費調整単価を毎月末に公表しております。この単価について政府の支援を含むものと含まないものを併せて公表しています。

ご参考１：各月の原料費調整単価について

https://home.osakagas.co.jp/price/adjustment/past/index.html

ご参考２：燃料費調整単価について

https://home.osakagas.co.jp/electricity/price/institution.html

○ 併せて、政府支援による値引きに関する「よくあるお問い合わせ」についてもご確認ください。

https://faq.osakagas.co.jp/category/show/642?site_domain=default

以上